平成３０年（フ）第３６２号
東京都世田谷区三宿１丁目３－３　ウィットスタイル三宿Ｋ４
債務者　青木　京子
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３６３号
東京都大田区多摩川１丁目22―25―304
債務者　奥山　美希（旧姓若林）
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３６４号
東京都中野区鷺宮１丁目24―12―103
債務者　杤田　奨平
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３６５号
東京都大田区大森東１丁目36－６－910
債務者　前田　知子（旧姓大崎）
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３７３号
東京都江東区佐賀１丁目10―８―403
債務者　吉水弘太郎
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３８０号
東京都世田谷区北沢２丁目22―10―302
債務者　鎌田　紘子
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３８１号
東京都品川区東大井３丁目９－９－209
債務者　石井　新菜
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３８２号
東京都練馬区羽沢２丁目６－９－102
債務者　中井　友一
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４００号
東京都武蔵村山市大南２丁目148―２―101
債務者　許　　玲
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４０４号
東京都板橋区常盤台４丁目29―12―301
債務者　阿部　哲也
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４１１号
埼玉県川口市大字芝4852―１―101
債務者　小笠原知恵（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４１２号
東京都北区赤羽西１丁目28―４―301
債務者　中村　有未（旧姓長島）
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４１３号
東京都江戸川区瑞江２丁目31―８―205
債務者　波戸本　佑
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４１８号
東京都杉並区上井草３丁目18―25　第二青木ハウス　202
債務者　石井　基和
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５８１１号
大阪府守口市大日東町23番４号
債務者　中西　圭治
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１７４号
大阪府東大阪市西堤西３番20号　Ｈ２Ｏ高井田ビル　801号、前住所大阪府東大阪市池島町３丁目13番52号
債務者　古谷　　晃
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部